



山形県公報

令和5年3月31日(金)

号 外 (8)

目 次

規 則

○山形県県税規則の一部を改正する規則…………… (税 政 課) … 1

規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第22号

山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則（昭和29年6月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

附則第11項第1号中「180平方メートル」を「160平方メートル」に改め、同項第2号中「附則第3条の2の12」を「附則第3条の2の15」に改め、同項第3号中「附則第3条の2の13」を「附則第3条の2の16」に改める。

附則第12項中「180平方メートル」を「160平方メートル」に改める。

附則第13項の前の見出し、同項及び第14項中「附則第14条の3第3項」を「附則第14条の3第1項」に改める。

別表2 県民税の項中

「法人県民税・事業税等更正・決定・加算金決定・納額通知書	第95号様式	法第13条及び法第55条第4項	を
「法人県民税・事業税等更正・決定・加算金決定・納額通知書	第95号様式	法第13条及び法第55条第4項	に、
法人県民税・事業税等更正・決定・加算金決定・納額通知書	第95号の2様式	法第13条及び法第55条第4項	」
「法人県民税・事業税等に係る申告書提出期限延長の届出・承認等の通知書	第97号の3様式	法第53条第54項、施行令第24条の3第6項、施行令第24条の4第8項、施行令第24条の4の2、施行令第24条の4の3第3項並びに施行令第24条の5第1項及び第2項	を
法人県民税に係る申告書提出期限延長の届出の通知書	第97号の4様式	法第53条第55項	」
「法人県民税・事業税に係る課税標準額等の通知書	第97号の3様式	法第58条第6項及び法第63条第3項	

法人県民税・事業税等に係る申告書提出期限延長の届出・承認等の通知書

法第53条第54項、施行令第24条の3第6項、施行令第24条の4第8項、施行令第24条の4の2、施行令第24条の4の3第3項並びに施行令第24条の5第1項及び第2項

に改める。

法人県民税に係る申告書提出期限延長の届出の通知書

法第53条第55項

別表4 不動産取得税の項中「附則第14条の3第7項」を「附則第14条の3第5項」に、「附則第14条の3第5項」を「附則第14条の3第3項」に改め、「及び条例附則第14条の3第2項」を削る。

別記第5号様式中

課税標準	上欄の自動車1台	
クレジット 納付用番号	課税年度	
	課税番号	
	確認番号	

を

課税標準	上欄の自動車1台
------	----------

に改める。

別記第11号様式から別記第11号の4様式まで及び別記第11号の6様式中

「

(郵便番号)

」を「

--

」に改める。

別記第15号の6様式中「書類」を「種類」に改める。

別記第89号様式中「

(郵便番号)

」を「

--

」に改める。

別記第95号様式の次に次の1様式を加える。

第95号の2様式

法人県民税更正・決定・加算金決定・納額通知書
事業税等

管 理 番 号	事業年度始期	管 区	申告 区分	更正・決定年月日	前回の申告区分	前回申告等年月日	法人 区分

主たる事務所の所在地	郵便番号
法人の名称	電話番号
代表者氏名	様

事業年度（計算期間）	年 月 日から 年 月 日まで	均等割月数（ ） 事業月数（ ）
------------	-----------------	------------------

法人 県 民 税	区 分	本県均等割額	法人税割 課税標準の総額	法人税割本県分				
	更正・決定の額	円	千円	課税標準額 千円	税 率 %	法人税割額 円	税額控除額 円	税 額 円
	既に納付の確定 した税額			/				
	差引過不足額	㊦			/			

区 分	課税標準の総額	本 県 分		
		課税標準額	税 率	税 額

更 正 ・ 決 定 の	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業					
	所 得 割 課 税 分	所得割課税分	円	円	%	円
		小 計				
		軽減税率不適用の金額				
		付加価値割課税分				
	資 本 割 課 税 分					
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業					
	収 入 割 課 税 分					
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業					
	所 得 割 課 税 額					
	付 加 価 値 割 課 税 分					
	資 本 割 課 税 分					
	収 入 割 課 税 分					
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 事 業					
	付 加 価 値 割 課 税 分					
	資 本 割 課 税 分					
	収 入 割 課 税 分					
	合 計 事 業 税 額	/				
税 額 控 除 額	/					
計	/					

額	既に納付の確定した税額					
	差引過不足額					㉟
特 別 法 人 事 業 税	第1号事業の所得割に係る特別法人事業税額					
	第2号事業の収入割に係る特別法人事業税額					
	第3号事業の収入割に係る特別法人事業税額					
	第4号事業の収入割に係る特別法人事業税額					
	合計特別法人事業税					
	税額控除額					
	計					
	既に納付の確定した税額					
	差引過不足額					㊱
事業税等加算金	区分	加算金対象税額	割合	確定加算金額	既に決定済の加算金額	差引過不足額
	過少申告加算金	円	%	円	円	㊲ 円
	不加算金					㊳
	重加算金					㊴
納付すべき（減額する）税額等の合計額 ㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸			円	納付すべき税額等の納期限	年 月 日	

地方税法第55条、同法第72条の39（第72条の41）及び同法第72条の41の2の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）により上記のとおり更正・決定しましたから通知します。

年 月 日

山形県何総合支庁長 印

※裏面もお読みください。

(裏)

この更正・決定に基づく不足税額、加算金額については、表面に記載した納期限までに県指定金融機関、県指定代理金融機関、県収納代理金融機関又は総合支庁へ納付書によって納めてください。なお、不足税額については、法定の申告納付期限の翌日から、税金完納の日までの期間に応じ、年14.6パーセント（法定の申告納付期限の翌日から、この通知書に基づく納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合で計算した額の延滞金を納付しなければなりません。この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

なお、延滞金額の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

この処分不服がある場合は、この決定書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第96号様式中 「第1号
第2号」 を 「第1号
第2号
第3号
第4号」 に改める。

別記第97号の4様式を別記第97号の5様式とし、別記第97号の3様式を別記第97号の4様式とし、別記第97号の2様式の次に次の1様式を加える。

第97号の3様式

法人県民税に係る課税標準額等の通知書

第 号
年 月 日

何 都道府県
道 知事 殿
府 知事 殿
県 知事 殿

山形県何総合支庁長

次のとおり通知します。

法人名	(法人番号)
主たる事務所等の所在地	

事業年度	期限延長	申告区分	資本金の額又は出資金の額	千円
から まで	県民税 月		資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	千円
	事業税 月		資本金等の額	千円
			法人区分	

申告年月日	確定	処理区分	処理年月日	税務官署の処理区分及び通知年月日
	修正			

課税標準額の総額	(使途秘匿金税額等)			(百円)		本県の加算金処理状況	不申告加算金		
	法人	法人県民税			千円		備考	過少申告金	対象所得金額 千円
		所得金額	年	万円以下	千円				
				万円超 万円以下	千円				
			年	万円超	千円				
				計(軽減税率不適用法人の金額)	千円				
		付加価値額	千円						
		資本金等の額	千円						
		収入金額	千円						
		事業	所得金額	千円					
			付加価値額	千円					
	資本金等の額		千円						
	収入金額		千円						
	付加価値額		千円						
	業	資本金等の額	千円						
収入金額		千円							
収入金額		千円							

関係都道府県	事務所等の所在地	分割基準			
		法人県民税	法人事業税		事務所・事業所数、発電用資産の価額又は電線路の電力の容量
			従業者数、固定資産の価額又は軌道の延長キロメートル数		
合計					
分割都道府県数					
その他	外国の法人税等の額の控除額	法人税割額から控除すべき外国税額の総額		補正後の従業者数の総額	
		道府県民税分		道府県民税分	人
		市町村民税分		市町村民税分	人
備考	管理番号				

別記第103号様式の注書第4項第3号を削る。

別記第107号様式の注書第2項中「次に掲げる書類」を「住宅の登記事項証明書の写し又は住宅の建築基準法に基づく検査済証の写し」に改め、同項各号並びに同注書第3項第3号及び第4項第3号を削り、同注書第5項中「附則第14条の3第6項」を「附則第14条の3第4項」に、「附則第14条の3第5項」を「附則第14条の3第3項」に改め、同項第3号を削る。

別記第107号の2様式の注書第2項中「次に掲げる書類」を「住宅の登記事項証明書の写し又は住宅の建築基準法に基づく検査済証の写し」に改め、同項各号並びに同注書第3項第3号及び第4項第4号を削り、同注書第5項中「附則第14条の3第6項」を「附則第14条の3第4項」に、「附則第14条の3第5項」を「附則第14条の3第3項」に改め、同項第4号中「附則第9条の4」を「附則第9条の2」に改め、同項第7号を削る。

別記第107号の2の4様式の注書中「附則第14条の3第4項」を「附則第14条の3第2項」に改める。

別記第107号の2の5様式の注書第1項中「附則第14条の3第4項」を「附則第14条の3第2項」に改め、同項第4号中「附則第9条の3第2項」を「附則第9条第2項」に改め、同注書第2項中「附則第9条の3第1項第1号」を「附則第9条第1項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表2県民税の項の改正規定、別記第95号様式の次に1様式を加える改正規定、別記第96号様式の改正規定及び別記第97号の4様式を別記第97号の5様式とし、別記第97号の3様式を別記第97号の4様式とし、別記第97号の2様式の次に1様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 改正後の山形県県税規則（以下「新規則」という。）附則第11項（第1号に係る部分に限る。）及び第12項の規定は、この規則の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

- 改正前の山形県県税規則により作成した用紙で新規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。

令和5年3月31日印刷
令和5年3月31日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県